

# 消費者庁

経済・財政再生計画を踏まえ、消費者庁予算・制度等について見直しを進める。特に、成長力強化に資する施策として、第3期消費者基本計画で新たに盛り込まれた消費者志向経営等の取組みを進める。また、問題の所在、改革の必要性や方向性を共有するための基盤的なインフラとして地方消費者行政の「見える化」について取り組む。

## 【新たな取組の概要・ねらい】

## 【効果】

《成長力強化効果》

消費者志向経営の促進

優良な事業者に対する表彰等のインセンティブ付与により、消費者志向経営を促し、消費者・顧客の事業者に対する満足と信頼を高め、安心して消費者活動が行われるようになることで、消費の活性化に貢献。平成28年度においては、消費者志向経営についての事業者に対する普及・啓発を行う(0.06億円を計上、27年度当初予算比▲0.004億円)。

《インセンティブ改革》

消費の活性化による、持続的な経済成長を実現。

改革の基盤的インフラとしての地方消費者行政の「見える化」の推進

消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)に新たに位置付けられた「地方消費者行政強化作戦」の実績に基づき、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる体制を見える化することで、消費の拡大・経済の好循環の大前提となる消費者の安全・安心を確保。計画期間中の目標の早期達成に向けて、都道府県と連携しつつ取組を加速。

KPI: 地方消費者行政強化作戦(平成27年3月24日)の達成状況

政策目標1: 相談体制の空白地域の解消(相談窓口未設置自治体数の解消)

政策目標2: 相談体制の質の向上(消費生活センター数、消費生活相談員の配置割合・資格保有率・研修参加率)

政策目標3: 適格消費者団体の空白地域解消(適格消費者団体の設立状況)

政策目標4: 消費者教育の推進(消費者教育推進計画の策定状況、消費者教育推進地域協議会の設置状況)

政策目標5: 「見守りネットワーク」の構築(消費者安全確保地域協議会の設置状況)

※計画期間中の5年間での全都道府県の達成を促進する。

《公共サービスのイノベーション》

地域経済の活性化の前提となる消費者の安全・安心確保。